

神戸市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定要領

1 目的

「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の運営について（平成18年3月28日健疾発第0328004号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に定めるもののほか、神戸市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条の規定に基づき、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（以下「特別研修事業」という。）の指定に当たって必要な事項を定め、もって指定に係る事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 事業実施者

社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人及び老人クラブ等であって、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の趣旨を十分理解し、責任をもって事業を実施できるものと神戸市保健所長（以下「保健所長」という。）が認めた者とする。

3 事業実施者に関する要件

- （1）特別研修事業実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運用に必要な財政基盤を有するものであること。
- （2）特別研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

4 事業内容に関する要件

- （1）特別研修事業が、神戸市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業運営要綱（以下「運営要綱」という。）に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- （2）研修カリキュラムが、運営要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- （3）講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、事務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

5 研修受講者に関する要件

- （1）特別研修事業実施者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。
 - ア 開議目的
 - イ 研修事業の名称
 - ウ 実施場所
 - エ 研修期間
 - オ 研修カリキュラム
 - カ 講師氏名
 - キ 修了の認定方法
 - ク 開議時間
 - ケ 受講資格
 - コ 受講手続（募集要領等）
 - サ 授業料、実習費等
- （2）特別研修事業実施者は、研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

6 指定の申請

- (1) 特別研修事業の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の研修又は研修ごとに、必要事項を記載した難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、研修受講者の募集を開始する日の1か月前までに、保健所長に提出するものとする。
- (2) 申請者は、「実施要綱第4条3により難病入門課程修了者が研修科目及び研修時間の一部を免除する難病基礎課程Ⅰ」を実施する場合には、研修受講者がそれぞれの受講要件を満たしていることを証明する書類を保健所長に提出しなければならない。

7 指定の決定

保健所長は、第6条の申請があったときは、その可否を決定し、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定通知書（様式第2号）、又は指定をしない場合の決定をした場合は、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請内容の変更

特別研修事業の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、申請の内容に変更を加えるときには、あらかじめ難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届（様式第4号）を保健所長に提出するものとする。

9 特別研修事業の廃止

指定事業者は、特別研修事業を廃止しようとするときは、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業廃止届（様式第5号）を保健所長に提出するものとする。

10 指定の取消

保健所長は、指定通知後であっても、事業内容が3及び4の各号の要件を満たさないことが判明したとき又は事業内容等が申請内容と異なるときには、指定を取り消すことができる。

11 実績の報告

指定事業者は、特別研修事業が終了したときには、研修終了後速やかに以内に難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実績報告書（様式第6号）を保健所長に提出するものとする。

12 修了証書の交付

指定事業者は、実施要綱第7条2の規定に基づき、当該研修修了者に修了証書（様式第7号）及び携帯用修了証明書（様式第8号）を交付するものとする。

13 調査及び指導

- (1) 保健所長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、研修事業に係る報告若しくは書類の提出若しくは提示を明示、事業者または事業者の関係者に対し出頭を求め、説明を聴取するなど、所要の検査をすることができる。
- (2) 事業者は（1）に定める保健所長の求めに対し、誠実かつ誠意を持って対応しなければならない。

14 その他留意すべき事項

- (1) 指定事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

(2) 指定事業者は、当該研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。